

# 社会福祉法人東藻琴福祉会 役員等報酬規程

規程第57号

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東藻琴福祉会の役員及び評議員等（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものである。

## (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 本規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員、運営協議会委員及び苦情解決第三者委員をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

## (理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、運営協議会及び苦情解決第三者委員の出席報酬)

第3条 役員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払う。ただし、職員と兼務しない場合においてのみ支払う。なお、同日に法人の業務を行った場合は、第4条の報酬は支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払う。なお、同日に法人の業務を行った場合は、第4条の報酬は支払わないものとする。

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払う。ただし、職員と兼務しない場合においてのみ支払う。なお、同日に法人の業務を行った場合は、第4条の報酬は支払わないものとする。

4 運営協議会委員が運営協議会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払う。ただし、職員と兼務しない場合においてのみ支払う。

5 苦情解決第三者委員が苦情解決第三者委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払う。

6 実費弁償は旅費規程の定めるところによる。

## (役員等の勤務報酬等)

第4条 職員を兼務しない役員等が理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会、運営協議会及び苦情解決第三者委員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払う。

2 実費弁償は旅費規程の定めるところによる。

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により支払う。なお、同日に監事業務を行った場合は、本条次項の報酬は支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払う。

3 実費弁償は旅費規程の定めるところによる

(出張旅費)

第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人東藻琴福祉会 旅費規程に基づき旅費、宿泊費を支給する。

2 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給する。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員等)

第7条 施設の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(役員等の職務証跡)

第8条 役員等は、法人職務証跡資料として、出勤簿の作成に協力するものとする。

(改正)

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て評議員会で決議しなければならない。

附 則

1. この規程は、平成29年6月の定時評議員会から施行し平成29年4月1日より適用する。

2 役員及び評議員の報酬等に関する規程（平成22年4月1日規程第29号）は廃止する。

3 役員報酬規程（平成16年6月1日規程第23号）は廃止する。

別表1 (日額)

名称	報酬
理事会出席報酬	10,000円
評議員会出席報酬	10,000円
評議員選任・解任委員出席報酬	10,000円
運営協議会出席報酬	5,000円
苦情解決第三者委員会出席報酬	5,000円

別表2 (日額)

名称	報酬
理事業務報酬	10,000円
評議員業務報酬	10,000円
監事監査指導報酬等	10,000円
評議員選任・解任委員業務報酬	10,000円
苦情解決第三者委員会業務報酬	5,000円